川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５７号

川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例

（川崎市乗合自動車乗車料条例の一部改正）

第１条　川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和２５年川崎市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「２２０円」を「２４０円」に、「１１０円」を「１２０円」に改め、同項第２号中「１１０円」を「１２０円」に改め、同項第３号中「9，９００円」を「１０，８００円」に、「２８，２２０円」を「３０，７８０円」に、「５３，４６０円」を「５８，３２０円」に、「6，９３０円」を「7，５６０円」に、「１９，７５０円」を「２１，５５０円」に、「３７，４２０円」を「４０，８２０円」に改める。

第６条の２中「５００円」を「５２０円」に改める。

（川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（平成３１年川崎市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間、」を「川崎市乗合自動車乗車料条例第９条第１項及び第３項前段の規定にかかわらず、施行日以後、当分の間、当該回数乗

車券に表示された額と同条例第２条の規定による普通乗車料金又は特殊乗車料金との差額を添えて」に改める。

附則第５項の前の見出し及び同項を削り、附則第６項に見出しとして「（第２条の規定による改正に伴う経過措置）」を付し、同項を附則第５項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。